

令和8年度公民館倉庫等一時保管使用規定（西公民館用）

1. 倉庫等の一時保管が可能な条件

- ① 令和8年度公民館使用団体であり活動場所が西公民館である。
- ② 定期的な活動に常時使用する道具であり、持ち運び困難な物を対象とする。

2. 使用期間

令和8年5月1日（金）～令和9年4月30日（金）

3. 一時保管使用場所（2か所希望のときはA、及びBから1か所とする。）

A、地下外倉庫での保管

*倉庫の鍵は事務所で受け取り、各自で開閉する。

B、下記指定での保管

*大会議室倉庫・軽運動室倉庫・美術室棚・木工室棚

*荷物の出し入れ時間

8時50分～9時、
12時～12時30分、
17時～17時30分

但し、上記の部屋を使用している団体等がない場合及び同室の使用区分をまたがって使用している場合はこの限りではありません。

大会議室倉庫

軽運動室倉庫

美術室棚

木工室棚

活動が大会議室、軽運動室、美術室、木工室にほぼ限定される団体
については、各々が活動する部屋

4. 倉庫等に一時保管できる物品・できない物品・保管の仕方

- *定期的な活動に常時使用する道具のうち、大きい・重い等の理由で、団体等構成員個人宅に保管不可の物、持ち運びが困難な物のみを対象とする。
- *団体等の固有の荷物・団体の展示会等の行事に使用する道具は不可。
- *衛生面、安全面の観点から食品（調味料含む）、貴重品、高価な物、危険物は置かない。
- *物品は一定の場所に整理して置く。（団体で相互協力する）。
- *団体名を明記する。
- *物品（荷物）に鍵はかけない。
- *保管の際、館の構造物や館の備品等への加工等は禁ずる。

5. その他（諸注意）

- *地下外倉庫・大会議室倉庫・軽運動室倉庫・美術室棚・木工室棚のいずれの場所であっても、必要に応じて相互調整に協力し整理整頓を心がけてください。
- *荷物の破損・紛失・盗難について、公民館は責任を負いません。
- *倉庫内及び荷物移動等の事故について、公民館では責任を負いません。
- *倉庫の使用状態が危険を伴う等、公民館の円滑な運営・管理に支障を来たすと思われる時は、使用許可期間中であっても倉庫等での一時保管制度を一時停止、又は中止する場合があります。
- *必要に応じて、物品のチェックをいたします。